

平成30年度指導監査等の実施結果

児童福祉施設等

群馬県こども未来部こども政策課

－ 目 次 －

I 指導監査

1	指導監査の概要	1
2	平成30年度の指導監査について	2
3	一般指導監査の実施状況・結果	4
	（1）一般指導監査の実施状況	4
	（2）一般指導監査の結果	5
	（3）文書指摘の内訳	6
4	特別指導監査の実施状況・結果	6
5	集団指導（講習等）	7

II 事例等

1	はじめに（事例の理解を深めるために）	8
2	児童福祉施設	10
3	認可外保育施設	16

I 指導監査

1 指導監査の概要

県では、児童福祉法等の関係法令に基づき、所管する児童福祉施設等に対し、適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者処遇の向上を図ることを目的に指導監査等を実施しています。

(1) 指導監査等の対象

ア 児童福祉施設

(保育所（保育所型認定こども園含む）、幼保連携型認定こども園、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)

イ 認可外保育施設

ウ 社会福祉法人〔※こども未来部所管法人〕

(2) 指導監査等の類型

ア 児童福祉施設に対する指導監査（児童福祉法第46条）

(ア) 一般指導監査

毎年度に施設に出向いて、現地確認や聞き取り、書類の確認等により指導を行うものです。実施頻度は1年に1回です。

(イ) 特別指導監査

一般指導監査の結果や苦情・通報により、重大な法令違反や運営基準違反が疑われる場合などに、随時に行うものです。

イ 認可外保育施設に対する立入調査（児童福祉法第59条）

定期的に施設に出向いて、現地確認や聞き取り、書類の確認等により指導を行うものです。実施頻度は原則1年に1回です。

ウ 社会福祉法人に対する指導監査（社会福祉法第56条）

定期的に法人本部や運営施設等に出向いて、現地確認や聞き取り、書類の確認等により指導を行うものです。実施頻度は原則3年に1回です。

(3) 指導監査等に基づく改善指導

指導監査等の結果については、軽微なものは口頭指摘とし、法令違反等の重要なものは文書指摘として通知を行い、改善状況の報告を求めています。

法令違反の程度により、勧告又は行政処分（効力停止や指定取消など）となることがあります。

(4) 市町村との連携

指導監査等への同行や指摘事項の共有等により、関係市町村と指導の連携を図っています。

(5) 指導監査等の情報公開

群馬県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、指導監査等の結果通知及びこれに対応する改善報告について、個人情報を除き開示しています。

2 平成30年度の指導監査について

平成29年度の指導監査結果の分析等を行い、別紙の「平成30年度児童福祉施設における指導実施方針」に基づき、より重点的な実効性のある指導を行いました。

なお、社会福祉法人については、「平成30年度社会福祉法人に対する指導監査実施方針」（監査指導課作成）に基づき、指導監査を行いました。

平成30年度児童福祉施設等に対する指導実施方針

平成30年4月1日

こども未来部こども政策課

I 基本方針

児童福祉施設及び幼保連携型認定こども園の適正な運営及び円滑な事業の実施を確保するとともに、利用者の尊厳を保持し質の高いサービスの提供が図られるよう、次の事項を柱として指導を実施するものとする。

- 1 法令や基準等の遵守状況を個別に確認・検査するため、定期的及び必要に応じた個別の指導監査等を行う。
- 2 指導監査等においては、単に問題点を指摘するだけでなく、施設等の方針を傾聴した上で必要な改善に向けた助言や情報提供等を行い、適正な運営確保を支援する。また、サービスの向上や業務改善につながる事例を収集し、施設等に対して情報提供を行う。
- 3 利用者に対する虐待等の不適切なサービスや重大かつ著しい法令違反等に対しては、所管課と連携し機動的かつ適切な権限行使を行う。

II 重点項目

1 利用者保護とサービスの質の確保・向上

(1) 適正な職員配置

- ・基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか

(2) 適正なサービスの提供

- ・サービス提供に係る計画が適切なアセスメント等に基づき作成されているか
- ・ケアプラン等に基づいたサービス提供が行われているか
- ・モニタリング等を行い、利用者の状況に応じた計画の見直しがされているか

(3) 虐待防止・身体拘束の禁止

- ・虐待防止策が講じられているか
- ・三原則を踏まえた身体拘束の手続きや記録がなされているか

(4) 安全対策の体制整備と徹底

- ・事故防止対策を講じるとともに、事故発生時に市町村や県への報告を含め適切な対応が執られているか
- ・感染症及び食中毒の予防対策を講じるとともに、発症時に適切な対応が執られているか
- ・火災、地震、風水害、土砂災害等に対する適切な取組みが執られているか
- ・不審者対策その他防犯に対する適切な取組みが執られているか

(5) 苦情処理体制の確保と適切な対応

- ・第三者委員の設置等苦情処理体制の整備及び利用者への周知がされているか
- ・苦情に対し、適切・丁寧に対応するとともにその内容を公表しているか

3 一般指導監査の実施状況・結果

(1) 一般指導監査の実施状況

【児童福祉施設】

事業種別	対象数 (※1)	実施状況 (※2)			施設等所管課
		実施数	実施率	前年度比	
保育所 (※3)	197	197	100.0%	-23	子育て・青少年課
幼保連携型認定こども園	85	85	100.0%	23	子育て・青少年課
乳児院	3	3	100.0%	0	児童福祉課
母子生活支援施設	1	1	100.0%	0	児童福祉課
児童養護施設	8	8	100.0%	0	児童福祉課
児童心理治療施設	1	1	100.0%	0	児童福祉課
児童自立支援施設	1	1	100.0%	0	児童福祉課
認可外保育施設 (※4)	99	51	51.5%	3	子育て・青少年課
計	395	347	87.8%	3	

(※1) 対象数は、休止中の施設を除きます（保育所2、母子生活支援施設1）。

(※2) 認可外保育施設は、概ね3年に1回実施しています（ベビーホテル等（夜間・一時預かり）は毎年実施）。

(※3) 保育所には、保育所型認定こども園（3施設）を含みます。

(※4) 認可外保育施設の実施数の内訳は次のとおりです。

夜間・一時預かり（9）、地方裁量型認定こども園（6）、事業所内・病院内（18）、その他一般認可外（18）

【社会福祉法人】

事業種別	対象数	実施状況			法人所管課
		実施数	実施率	前年度比	
保育所設置社会福祉法人	15	1	6.7%	-7	子育て・青少年課
幼保連携型認定こども園設置社会福祉法人	7	6	85.7%	6	子育て・青少年課
上記以外の児童福祉施設設置社会福祉法人	1	0	0.0%	0	児童福祉課
計	23	7	30.4%	-1	

(注) 複数の事業種別を経営する法人は、主たる事業種別に計上しています。

(2) 一般指導監査の結果

【児童福祉施設】（文書指摘件数）

施設別 項目	保育所	幼保連携型 認定こども園	左記以外の 児童福祉施設	認可外 保育施設	計	
						前年度比
人員基準	1	2	-	3	6	(-2)
職員処遇	4	10	-	2	16	(-1)
設備基準	8	7	-	-	15	(-4)
防災対策	15	18	2	4	39	(+5)
運営基準	2	12	-	10	24	(-26)
利用料等	-	-	-	-	-	(±0)
食事の提供	2	8	-	-	10	(+2)
預り金	-	-	-	-	-	(±0)
財務会計	14	-	-	-	14	(-4)
計	46	57	2	19	124	(-30)
文書指摘施設数	37 施設	34 施設	2 施設	10 施設	83 施設	(-5)
1施設当たり	0.2	0.7	0.1	0.4	0.4	(±0.0)

【社会福祉法人】（文書指摘件数）

法人別 項目	保育所設置 社会福祉法人	幼保連携型 認定こども園設置 社会福祉法人	左記以外の 児童福祉施設設置 社会福祉法人	計	
					前年度比
法人運営	-	6	-	6	(+3)
事業	-	-	-	-	(±0)
管理	-	1	-	1	(-1)
計	-	7	-	7	(+2)

(3) 文書指摘の内訳

【児童福祉施設】

項目	指摘内容	指摘件数
人員基準	配置基準職員の不足（保育所1）（認可外保育所3）	4
	学校医等との契約等未締結（幼保連携型認定こども園）	2
職員処遇	最低賃金法に抵触のおそれ（保育所1）（幼保連携型認定こども園2）	3
	給与規程と支給実態の相違（保育所）	1
	年次有給休暇の取扱いが不適切（保育所）	1
	労働基準法に基づく届出・協定の不備等（保育所1）（幼保連携型認定こども園8）	9
	労働基準法に基づく、必要書類の不備等（認可外保育施設）	1
	職員の健康診断の未実施（認可外保育施設）	1
設備基準	保育室の定員超過（保育所8）（幼保連携型認定こども園3）	11
	施設・設備の安全点検の実施回数が法定回数未満（幼保連携型認定こども園）	4
防災対策	消防用設備の点検の実施回数が法定回数未満（保育所）	1
	消防計画の未作成（幼保連携型認定こども園1）（認可外保育施設2）	3
	防火管理者の未選任（認可外保育施設）	2
	防災訓練の実施回数が法定回数未満（保育所14）（幼保連携型認定こども園17）（児童養護施設2）	33
運営基準	3歳未満児の個別計画が未作成（保育所1）（幼保連携型認定こども園1）	2
	指導要録の未作成（幼保連携型認定こども園）	2
	一斉休園、希望保育等児童の受入が不適切（幼保連携型認定こども園）	2
	苦情処理体制の未整備（幼保連携型認定こども園）	2
	学校保健計画又は学校安全計画が未作成（幼保連携型認定こども園）	4
	運営規程の未整備（保育所）	1
	園則（兼運営規程）の未整備（幼保連携型認定こども園）	1
	身長、体重測定等発育チェックの未実施（認可外保育施設）	1
	プレスチェックの不徹底（認可外保育施設）	1
	施設内の安全管理の不徹底（認可外保育施設）	1
	乳幼児の健康診断の未実施（認可外保育施設）	1
	調理・調乳に携わる職員の検便が未実施（認可外保育施設）	1
	提供するサービス内容等の掲示なし（認可外保育施設）	3
	利用者に交付する、契約内容を記載した書面の未整備（認可外保育施設）	2
食事の提供	食物アレルギーの対応が不適切（保育所2）（幼保連携型認定こども園7）	9
	満3歳未満児に外部搬入の給食を提供（幼保連携型認定こども園）	1
財務会計	委託費の弾力的運用が不適切（保育所）	14

【社会福祉法人】

項目	指摘内容	指摘件数
法人運営	評議員、理事、監事の就任承諾書等が不徴収	3
	評議員会の招集通知に法令で定める事項が記載されていない	1
	監事が理事会に出席していない	1
	理事会の招集通知が監事に送付されていない	1
管 理	残高証明書と貸借対照表の預金相当額の不一致	1

4 特別指導監査の実施状況・結果

実施なし

5 集団指導(講習等)

実施件数

【児童福祉施設】

保育施策に関する県の主要施策や国の制度改正等を説明する機会にあわせて、監査結果等の説明を行い運営上の留意点について集団指導しています。(県子育て・青少年課、前橋市及び高崎市共催)

研修名	開催日	会場	対象者	出席者		内容
				施設数	出席者	
保育関係行政説明会	平成30年4月20日	前橋テルサ 2階ホール	保育所及び認定 こども園施設長等	410	434	・指導監査の結果について ・保育所・認定こども園の運営上の留意点について

【社会福祉法人】

※「平成30年度指導監査等の実施結果」(健康福祉部監査指導課作成)再掲

実地にて行う指導監査を補完する指導方法として、健康福祉部監査指導課及び12市と共催し、社会福祉法人役員等を対象に講習・説明会の形態による指導を行っています。

研修名	開催日	会場	対象者	出席者		内容
				法人数	出席者	
会計基準研修 (初任者向け)	平成30年11月2日	群馬県社会福祉 総合センター	法人会計担当職員等	159	174	・社会福祉法人監査に係る指摘事例
会計基準研修 (中堅者向け)	平成30年11月16日	群馬県社会福祉 総合センター	法人会計担当職員等	185	216	・社会福祉法人の特殊な会計処理
役員等講習会	平成30年12月13日	群馬県公社総合ビル	法人役員・管理職員等	207	228	・社会福祉法人制度改革施行2年目の実態と今後の経営戦略
計				551	618	

Ⅱ 事例等

1 はじめに(事例の理解を深めるために)

【指導監査の種類、指導の重点について】

(1) 指導監査の種類

児童福祉施設の指導監査は、適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者処遇の向上を図ることを目的として実施しています。その種類は、以下のとおりとなります。

1 一般指導監査

基準条例や告示等を満たしているかどうか、施設に赴き、関係書類の調査や関係職員へのヒアリングにより行います。具体的には、自主点検表で網羅的に確認します。法人は3年に1回、施設は年1回を標準として実施します。

2 特別指導監査

著しい基準違反が疑われた場合等に、施設に赴き、関係書類の調査や関係職員へのヒアリングにより行います(随時に実施します)。

(2) 一般指導監査の重点

一般指導監査は、「自主点検表」に基づいて網羅的に確認していますが、特に、次の事項に重点を置いています。

1 基準条例に規定する人員基準を満たしているか。

2 教育・保育等の提供に当たって、「自立支援」及び「人格尊重」を基本方針とし、指導計画や支援計画の作成から教育・保育等の提供までの一連のプロセスを適切に行っているか。

3 安全対策の体制が整備されているか。

①事故防止 ②感染症及び食中毒予防 ③消防・防災対策 ④不審者・防犯対策

(3) 基準条例の性格

児童福祉の目的を達成するために必要な最低の基準を定めたもので、施設の設置者は常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

区 分	概 要
基本方針	児童福祉法等上の理念(児童福祉、育成責任、虐待防止等)、教育・保育等の内容の定義等を規定。
人員基準	教育・保育等を提供する上で、最低限必要とする職員の数を規定。
設備基準	必要な設備の基準及び面積基準等を規定。
運営基準	教育・保育等の基準、リスク(災害、事故、感染症等)対策等に関する基準を規定。

基準違反に対するペナルティー

基準違反があった場合は、児童福祉法等上の改善勧告等の対象となることがあります。改善勧告に従わなかったときは、命令を、更に命令に従わなかった場合は事業停止等の行政処分を受けます。

(4) 特別指導監査の概要

特別指導監査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の指導監査事項を定め重点的又は改善が図られるまで継続的に行う監査で、特命により行う指導監査をいい、実地において行います。

ア 法人・施設等が、法令若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該法人・施設等の経営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

イ 度重なる一般指導監査によっても改善の措置が認められないとき。

ウ 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき。

2 児童福祉施設

(保育所、幼保連携型認定こども園他)

(1) 人員基準

職員配置の不足等

事例1

学校薬剤師の未配置、学校医との契約書の未締結等(幼保連携型認定こども園)

幼保連携型認定こども園において、学校薬剤師が配置されていない事例がありました。

また、学校薬剤師や学校医の配置はあるものの、業務委託契約書の作成や委嘱状の交付が行われていない事例もありました。

〈基本事項〉

学校薬剤師については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第27条により準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条の規定により配置し、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事することとなっています。

なお、学校薬剤師及び学校医との業務委託契約にあたっては、契約書の作成又は委嘱状を交付することが望ましいので、注意してください。

(2) 職員処遇

労働基準関係法令の遵守

事例2

労働基準法等で定める諸手続きの不備

労働基準関係法令で定める諸手続きが適切に行われていない以下のような事例がありました。

- 1 就業規則や、36協定等必要な届出が行われていない事例
- 2 雇用契約書に記載する労働条件が実態と一致していない事例
- 3 給与規程と支給実態が相違している事例
- 4 年次有給休暇付与日数(前年度繰越日数)を適切に把握していない事例

《基本事項》

労働基準関係法令で遵守すべき労働条件の確保は広範多岐にわたるため、これらに関する理解が必ずしも十分ではない事業者が見受けられます。

保育士等を安定的に確保するためにも、法令を遵守した労務管理に取り組み、雇用環境のさらなる改善を図る必要があります。

なお、期間の定めのあるパートタイム労働者についても、労働基準関係法令が適用される場合がありますので、正規職員と同様に労働条件の確保・改善を図ってください。

(3)設備基準

安全な保育環境

事例3

保育室の面積

入所児童に対する保育室の面積が最低基準を満たしていない事例がありました。

《基本事項》

保育室のうち、ほふく室の面積が最低基準(1人あたり3.3㎡)を満たしていない事例がありました。

面積が不足すると事故の原因になり、保育の質の低下も懸念されることから、児童の安全が図られるよう基準を遵守してください。

施設・設備の安全点検

事例4

施設・設備の安全点検の未実施

幼保連携型認定こども園において、施設・設備の安全点検の実施状況が法定回数を下回る事例がありました。

《基本事項》

幼保連携型認定こども園における施設・設備の安全点検については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年省令第3号）第27条に準用する学校保健安全法施行規則（昭和33年省令第18号）の規定により、毎学期1回以上の施設・設備等の安全点検（第28条）及び日常的な点検（第29条）を行い、環境の安全の確保を図らなければならないとされています。しかしながら、消防設

備や遊具の点検は実施しているものの、児童が通常使用する施設の点検を学期ごとに実施していない施設がありました。安全点検表を作成、活用することにより効果的な点検を実施してください。

(4) 防災対策

非常災害訓練の実施

事例5

避難訓練及び消火訓練の未実施

保育所や幼保連携型認定こども園等において、避難及び消火に対する訓練について、毎月1回以上実施していない事例がありました。

〈基本事項〉

保育所等の児童福祉施設は、群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の規定により、避難及び消火に対する訓練について、少なくとも毎月1回行わなければならないとされています。

また、幼保連携型認定こども園における避難訓練及び消火訓練の実施については、群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の規定により、少なくとも毎月1回行わなければならないとされています。

しかしながら、消火訓練(模擬又は想定を含む)については消防署立ち会い時のみ実施していたり、地震や風水害を想定した避難訓練では消火訓練を実施していない、防犯訓練を実施した月は災害を想定した避難訓練や消火訓練を実施していない等の事例が見受けられます。

昨今の自然災害を受け、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日付雇児総発0909第2号)」が発出されています。この中で、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた対策が必要とされたことから、これまでの地震や火災に加え、水害等を想定した訓練も実施し、記録を整備してください。

(5) 運営基準

一斉休園、希望保育等児童の受入に留意する事例

事例6

一斉休園、希望保育等児童の受入が不適切

幼保連携型認定こども園において、年度末・年度始め(入園準備期間)、夏季(お盆)、土曜日及び職員研修日等に一斉休園を行っている事例がありました。

また、上記期間中に希望保育を実施するにあたって、児童の受入を制限するような表現を用いている事例がありました。

《基本事項》

幼保連携型認定こども園は、保育の必要性のある子どもを受け入れている児童福祉施設であることから、保育認定2・3号の児童に対しては原則として土曜日を含む週6日の開園が求められ、年間を通じた開園日は、日曜日及び国民の祝休日及び休日を除いた日とされています。

ただし、夏季(お盆)等保育利用の少ない期間において、あらかじめ保育の利用希望をとりまとめて希望者に対して保育を提供(希望保育を実施)し、利用希望がない場合には開園しないことができるなど、保護者の就労状況等地域の実情に応じて弾力的な取扱いが認められています。希望保育の実施にあたっては次の点に留意してください。

- 保育の利用希望を取っていること
- 献立表を作成し、給食を提供していること
- 利用を希望する子どもの年齢及び人数に応じて、必要数の職員を配置していること
- 児童の受入を制限するような意図が認められないこと

なお、この取扱いについては、2・3号認定の児童について配慮を必要とするものであり、教育標準時間認定1号の児童については、特別な事情がある場合を除き、教育週数が39週を超えていれば休園日を設けてよいものとされています。

学校保健計画または学校安全計画を作成していない事例

事例7

学校保健計画または学校安全計画の未作成

幼保連携型認定こども園において、学校保健計画または学校安全計画が作成されていない事例がありました。

《基本事項》

幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)第27条の規定により学校保健計画及び学校安全計画を作成することとされていますが、未作成の事例がありました。

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、全体的な計画に基づき学校保健計画を作成し、全ての職員がそのねらいや内容を踏まえ、園児一人ひとりの健康の保持及

び増進に努めること、また、在園時の事故防止及び安全対策として学校安全計画の策定等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図ることとされています。

未作成の施設に対して、早急な対応(計画作成、実践)を指導しています。

(6) 食事の提供

食物アレルギーの対応に留意する事例

事例8

食物アレルギーへの対応が不適切

食物アレルギーのある子どもに対して、生活管理指導表(専門医、かかりつけ医などの指導・指示書)(診断時+年1回の更新)に基づく給食の提供を行っていない事例がありました。

また、除去していた食物を解除する際に、保護者の書面による除去解除申請書でなく、保護者からの口頭の依頼で除去解除を行っている事例もありました。

〈基本事項〉

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」(厚生労働省)において、食物アレルギーのある子どもに対しては、生活管理指導表(専門医、かかりつけ医などの指導・指示書)に基づいて給食の提供を行うこと、組織的に対応することとされています。なお、乳幼児期は成長の過程により状況が変化するため、生活管理指導表は、年1回の更新を基本として診断を受け、提出してもらうようにします。しかしながら、医師の指示ではなく保護者からの申請により除去対応を行っている、生活管理指導表が1年以上更新されていない事例がありました。

また、除去していた食物を解除する場合は医師の指示に基づき、保護者からの書面による「除去解除申請」が必要です。解除の申請を受けるときは、すでに家庭で十分繰り返し当該食物を摂取し、かつ症状を認めない点を面談などで確認してください。

(7) 財務会計

保育所委託費の弾力運用

事例9

保育所委託費の弾力運用が不適切 1

当該年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%を超過した場合、知事(子

育て・青少年課)あて収支計算分析表を提出する必要がありますが、提出されていない事例がありました。

《基本事項》

当該年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%を超過した場合、知事(子育て・青少年課)あて収支計算分析表を提出する必要がありますが、未提出の事例がありました。

5%を超えているかどうかを、各保育所の拠点区分資金収支明細書で具体的に計算し確認する必要があります。

事例10

保育所委託費の弾力運用が不適切 2

当期末支払資金残高は、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下とすべきところ、当該年度の委託費収入の30%を超過している事例がありました。

《基本事項》

当期末支払資金残高が当該年度の委託費収入の30%を超過している事例がありました。

過大な保有を防止する観点から、多額の普通預金を残さず、保育所施設・設備整備積立金に積み立てることなどの措置が必要です。

なお、2年続けて委託費収入の30%を超えている場合には、超過額が解消されるまで、改善基礎分について加算が停止されます。施設にとって収入減となりますので、注意してください。

事例11

保育所委託費の弾力運用が不適切 3

委託費の同一法人内における各施設拠点区分への資金の貸付について、当該年度内に限って認められるものですが、年度を超えて貸し付けが行われている事例がありました。

《基本事項》

委託費の同一法人内における各施設拠点区分への資金の貸付は、経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものです。

年度を超えての貸付は認められませんので、注意してください。なお、年度を超えての貸付は速やかに改善されることが望まれます。

4 認可外保育施設

(1) 人員基準

職員配置の不足等

事例1

保育に従事する者の不足

基準上必要な保育に従事する者の配置数が不足していた事例がありました。

《基本事項》

群馬県認可外保育施設指導監督基準第1の規定により、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設は、現に保育されている児童が1人である場合を除き、2人以上保育に従事する者を配置する必要があり、1日に保育する乳幼児が5人以下の場合には、保育に従事する者1人に対して乳幼児数を3人以下とする必要があります。

しかし、一部の施設において、基準に照らして2名以上の配置を要することを事前に把握できていたにも関わらず、1名で保育を行っている事例がありました。

保育に従事する者の配置を1名とすることは、保育者に大きな負担をかけるとともに、事故等突発的な事由への対応が不十分になる可能性があることから、必ず基準を満たす職員を配置してください。

(2) 運営基準

乳幼児突然死症候群の予防に留意する事例

事例2

睡眠中の乳幼児の見守りが不十分

保育者が誰もいない部屋で低年齢児が午睡をしており、睡眠中の見守りが十分に行われていない事例がありました。

《基本事項》

群馬県認可外保育施設指導監督基準第7の規定により、認可外保育施設に対して、乳幼児突然死症候群(SIDS)を予防するため、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察することや乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせること等が求められています。

また、こうした見守りを適切に行う方法として、睡眠中の状態を記入するチェック表を作

成し、一定時間ごとに児童の状態を記録することを推奨しています。

児童の健康診断の実施

事例3

児童の健康診断の未実施

継続して保育している児童の健康診断を実施していない事例がありました。

〈基本事項〉

群馬県認可外保育施設指導監督基準第7の規定により、認可外保育施設は、継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施することとされており、実施が困難な場合には、健康診断書または自治体の行う乳幼児健診の結果が記載された母子健康手帳の写しの提出を受けることにより、児童の健康状態を把握する必要があります。

しかしながら、一部にはいずれの方法によっても児童の健康状態を把握しておらず、基準に適合していない施設があります。

実施に必要な費用の負担が難しいなど、経済的な理由で未実施となっている施設もありますが、健康診断の実施は、施設や保護者が児童の発育状態などを定期的に把握するために行われるものであり、認可保育所と同様に1年に2回の実施が求められます。